

法務大臣古川禎久様  
厚労大臣後藤茂之様

2021年11月 日  
外国人実習生SNS相談室  
室長 樽松 佐一

## 要請書

貴職に置かれましては、日ごろ技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護にご尽力いただきありがとうございます。当方は技能実習生からの相談を受け代理人として技能実習機構への申告を行っているものです。昨年は15件、今年もすでに10件以上の申告をおこなっています。

そのなかで、特に多い相談3点について貴職からの是正指導を要請するものです。

### (1) 帰国旅費全額支給の周知徹底を

コロナ禍で帰国便が少ないこともあってベトナムへの飛行機代が10万円以上になっています。発着地も限られており移動費用や宿泊費がかかる場合も増えています。この相談が今年に入ってからだけで18件あり、機構に申告または情報提供(特定活動の場合)と母国語相談の紹介をしてきました。

各事務所では運用要領にある「帰国旅費の全額支給」、「他の資格に変更された場合であっても同様」で指導していただいています。しかし受け入れ機関のなかには一部しか払わずサインを求める団体もあります。運用要領を知らずにサインをした実習生もいます。貴職からすべての実習生と監理団体に運用要領の徹底を求めます。

### (2) 3号移行期の手数料について

2号を終了して3号に移行した実習生から、送り出し機関から2000ドルもの手数料を請求されて支払ったという相談がこの半年に8件ありました。2018年に同じ会社で3号に移行した福井県の実習生も一時帰国した際に「払わなければ日本に行けない」と言われて20万円払ったと言っていました。

ベトナム政府は別紙にあるように「送り出し機関と監理団体に変更がない場合(受け入れ会社を元通り維持する場合、受け入れ会社を変更する場合のいずれにも適用する)、送り出し機関は実習生からサービス手数料を追加徴収してはならない。」としています。(労働傷兵社会省国外労働管理局、2017.12.21QLLDNN-NBCADNA/2456号)

ベトナム大使館は訴えた実習生に下記のように回答しています。

「在日本ベトナム大使館労働管理部は、同一監理団体および同一送り出し機関に

において実習生2号から3号へ移行するための手数料を徴収された件について訴えたあなたの情報を受け取りました。公文書 NBCADN-QLLDNN2456 号の規定をあなたも把握している通り、送り出し機関および監理団体に変化がない場合には、送り出し機関は実習生から役務の手数料を追加徴収することはできません。

労働監理部は、事犯を検査、解決すべく、あなたの訴えを国外労働監理局へ転送します。」しかし、監理団体は、領収書を持っている実習生にだけ半額を返しただけです。

技能実習規則規則第25条(外国の送出機関)では下記のようになっています。

三 団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させることとしていること。

ベトナム政府が禁止している手数料をとることは技能実習規則に違反しています。送り出し機関と3号実習生に対して調査を行い、2017年12月21日に遡って全額を返金するよう指導を求めます。

また、大使館は「OTITのベトナム語相談窓口、電話0120-250-168(月～金曜日の11時～19時)へこの件を通報して、援助を受けるようにしてください。」としていますので、機構としても対応できるようにしていただきたいと思います。

### (3) 寮費について

#### ① 監理団体が実質の所有者である場合

岡崎市でコンビニの弁当工場裏の寮で生活する実習生はプレハブの一室(14 m<sup>2</sup>)に3名で寮費は1人20,000円でした。現地では40 m<sup>2</sup>のワンルームマンションが6万円程度ですので二倍以上の家賃です。

これについて、機構名古屋事務所からは寮全体の賃借料が108万円/月という会社の説明資料を見せられ、50人定員で割ると実費を下回っているとの説明を受けました。しかし、実習生の報告では市内のアパートからこのプレハブに移るときに監理団体が変わっていて、監理団体理事長がプレハブリースの経営者でした。

規則第14条では「借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくことがあります」とされています。

実習企業がリース会社に払っている「賃借料」であっても監理団体のものである場合は実費について詳細な説明を求めるべきではないでしょうか。

#### ② 監理団体寮費

不正を申告して移籍まで監理団体の施設に滞在する期間が長期化しています。

実習契約時にアスベスト作業をすることを聞かされていなかったため、これを断って解雇された実習生です。監理団体であるA事業協同組合の研修施設は大部屋に約20名が2段ベッドで一人3万円(月)を徴収しています。機構名古屋事務所からは「監理団体は月6万円のところ半額の3万円にしている。食事付きなので問題はない」と回答がありました。しかし当地のアパートは2DKで6万円程度ですので、3万円でも現地相場の2倍以上です。「食事付き」も申告後におにぎりが1個配られるようになってだけです。

運用要領では「次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようになっているのかなど、技能実習生の現状(入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状況を含む生活費等の確保)や技能実習の継続のための措置(転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定時期等)を含めて届け出る必要があります。」とされています。

自己所有の寮費については「当該技能実習生が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。」とされており、これは監理団体にも適用されます。

A事業協同組合は莫大な利益を上げていたため、国税庁から脱税で告発されましたが、寮費もその一部ではないでしょうか。また厚労省の調査でも指導体制の不備を指摘されたと報道されています。移籍待機中の待遇がどのようになっているか届け出の内容を調査いただきたい。

#### (4) 監理団体が許可取り消された場合の対応

共同通信11月21日がA事業協同組合が月内にも許可を取り消されると報じました。A協同組合研修センターには実習企業の都合などで20人ほどの実習生、元実習生が住んでいますが、許可が取り消された場合には住居や移籍はどうなるのでしょうか。

また、帰国寮費を監理団体が負担する契約となっていた場合、(1)の帰国旅費全額支払いは機構から指導いただけるのでしょうか。

以上